

○国立大学法人浜松医科大学技術職員組織等規程

(平成 16 年 5 月 24 日規程第 35 号)

改正 平成 19 年 3 月 15 日規程第 40 号(題名改正)平成 28 年 3 月 9 日規程第 35 号

平成 28 年 5 月 26 日規程第 51 号

平成 31 年 3 月 13 日規程第 24 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人浜松医科大学(以下「本法人」という。)の技術職員(施設系及び医療系を除く。)の組織等に関し必要な事項を定め、その能力・資質等の向上を図るとともに、適正な配置により、多様化するニーズに応じて、教育、研究及び診療支援体制の充実に資することを目的とする。

(組織及び業務)

第 2 条 本学に、技術部を置き、前条に掲げる技術職員が所属する。

2 技術部に、別表に掲げる技術グループを置き、それぞれに関連する技術の指導、情報交換により個々の技術の研鑽に努めることで、総合的な技術の向上に役立てる。

3 技術職員は、能力及び必要性に応じて、本学諸施設(講座、光先端医学教育研究センター、医療廃棄物処理センター、附属病院)に配置される。

(技術部長)

第 3 条 技術部に技術部長を置き、教授の中から、理事(企画・評価担当)が推薦し、学長が任命する。

2 技術部長は、技術部の業務を統括する。

(副技術部長)

第 4 条 技術部に副技術部長を置き、技術部の職員の中から技術部長が推薦し、学長が任命する。

2 副技術部長は、技術部長を補佐し、技術部の円滑な運営に努める。

(技術部長及び副技術部長の任期)

第 5 条 技術部長及び副技術部長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、副技術部長の任期は、推薦した技術部長の任期の末日までとする。

(グループ)

第 6 条 各技術グループに、次に掲げる職員を置く。

(1) グループ長

(2) 副グループ長

2 グループ長は、グループの円滑な運営に努める。

3 グループ長は、技術専門員の中から技術部長が指名する者をもって充てる。

4 副グループ長は、グループ長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

- 5 副グループ長は、技術専門員又は技術専門職員の中から技術部長が指名する者をもって充てる。
- 6 グループ長、副グループ長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、グループ長、副グループ長の任期は、指名した技術部長の任期の末日までとする。

(研修)

第7条 技術部長は、技術職員にその職務と責任の遂行に必要な知識、技術等を修得させ、その能力、資質等の向上並びに技術の継承及び保持を図るため、研修を実施するものとする。

(運営委員会)

第8条 技術部に、技術部の業務遂行の円滑化を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、技術部に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年5月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する

附 則(平成19年3月15日規程第40号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月9日規程第35号)

この規程は、平成28年3月9日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則(平成28年5月26日規程第51号)

この規程は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月13日規程第24号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条第2項関係)

技術グループ	所管業務
機器利用支援グループ (先端研究支援)	超微形態解析、組織形態解析、遺伝情報解析、生体分子解析細胞機能解析、医用情報解析、放射線管理
教育研究支援グループ (全学技術教育支援)	解剖・実習支援、診療支援、医療廃棄物管理、医用動物管理、産学官連携推進支援